

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1.	<p>保険会社向けの総合的な監督指針（案）において、「書面」、「確認印」、「署名又は記名押印」、「受領印」が削除されているが、保険契約における契約者又は保険者の意思や同意を確認する重要性については何ら変更はないという理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
2.	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案）II-1-10 申請書等を提出するに当たっての留意点について 金融庁電子申請・届出システム、e-Gov 及び金融庁業務支援統合システムといった複数のシステムの併存は回避し、何れか一つのシステムに統合すべき。 それにより、使用者側での無用な混乱（どのような指示を出しても混乱するものは出る）、無用なシステム維持コストの削減（税金の無駄の削減）、管理の一本化による行政の効率化、サイバーリスクの低減（日本は他国に比べて脆弱）等々のメリットが享受できる。 一部業者の既得権益を維持して税金を無駄に使用したり、管理を複雑化して無駄な行政コストをかけるようなことはやめていただきたい。納税者として強く要望します。</p>	<p>国の情報システムの整備については、「政府情報システムの統合・一体化を促進」（デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和3年6月18日）することとされているところ。 いただいたご意見については、上記計画も踏まえ、それぞれの情報システムが担う業務・機能などの特性に応じて、その必要性や実効性を検討し、適切に対応してまいります。</p>

<p>3.</p>	<p>信託業法施行規則第 77 条第 1 項第 2 号において、「顧客情報」は「財産に関する情報その他の特別な情報」とされているが、当該情報には顧客の氏名・住所・電話番号・性別・生年月日及び職業は含まれるのか。</p> <p>現状、上記に列挙した個人情報については、個人情報保護法や金融分野ガイドラインに基づき、原則※として書面による同意を得た上で信託契約代理店から所属信託銀行に連携している。今回措置が予定されている「顧客情報共有に係る説明の電子化」を踏まえ、例えば顧客専用ウェブページでの画面変遷等、実務を検討するにあたり、改めて確認させていただきたい。</p> <p>※金融分野ガイドライン Q&A では、「インターネットの画面上で顧客に同意欄をクリックさせる方法」「自動音声ガイドによるプッシュホン操作の電子記録」「電話により同意を取得し、それを録音する」方法も「書面」の一つとされている。</p>	<p>「顧客情報」には個人情報も含まれ得ると考えられます。</p>
	<p>信託業法施行規則第 77 条第 2 項において、準用される第 35 条のうち第 1 号は「～信託会社が使用するもの」と規定されているが、準用する際は「～信託契約代理店が使用するもの」と読み替えるのか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
	<p>兼営法令では代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするもの／併営業務代理店）が認められていることを踏まえ、今回措置が予定されている信託契約代理店の信託会社への顧客情報共有に係る説明の電子化は、併営業務代理店においても同様の対応を行っても差し支えないとの理解でよいか。</p>	<p>信託業法施行規則第 77 条第 2 項の改正は、信託契約代理業を対象としたものです。</p>

4.	<p>保険会社向けの総合的な監督指針（案）IV-1-17 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認について</p> <p>監督指針 IV-1-17 に定める被保険者同意の確認について、現行規定および実務において被保険者保護の観点から「本人」の同意表明を要し、「署名又は記名押印」により当該「本人」の同意の真正性を担保しているものと認識している。</p> <p>今般の監督指針改正案においても、引き続き「本人」の同意表明および当該同意の真正性の担保は必要であり、「被保険者本人が同意したことの記録」や「保険契約者となるべき者が確認したことの記録」は、現行の「署名又は記名押印」に加えて、これに準ずる電磁的記録が認められるという解釈で良いか。</p> <p>例えば、電子署名や、電子メール、システム上での本人の同意（チェックボックスや確認ボタン）等が考えられるとの理解でよいか。</p>	ご理解のとおりです。
----	---	------------

<p>5.</p>	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案）II-1-10(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者におけるサイバーセキュリティ情報管理上、または技術的な理由から、金融庁電子申請届出システムを利用することが困難な場合、従来通り紙面による提出は認めていただきたく存じます。 <p>貸金業者向けの総合的な監督指針（案）III-3-12について</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸金業者におけるサイバーセキュリティ情報管理上、または技術的な理由から、金融庁電子申請届出システムを利用することが困難な場合、従来通り紙面による提出は認めていただきたく存じます。 	<p>紙面による提出も引き続き可能です。</p> <p>一方、政府全体として、行政手続のデジタル化を推進しており、「申請受付機能・業務システム・関連システム間の連携については、業務の効率化の向上を追求し、デジタル化で完結」（デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和3年6月18日）することとされています。</p> <p>そのため、当局への申請・届出等につきましては、原則として、金融庁電子申請・届出システムのご利用に切り替えていただきますようお願いしているところです。</p>
	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案）II-1-10(1)、貸金業者向けの総合的な監督指針（案）III-3-12について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在 e-Gov を利用して提出が可能な手続について、当面の間は e-Gov を利用した提出も可能とのことですが、金融庁電子申請届出システムと併行して今後も引き続き期限を設けず、従来通り、e-Gov による提出を可能としていただきたく存じます。 	<p>当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能としています。</p> <p>一方、国の情報システムの整備については、「政府情報システムの統合・一体化を促進」（デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和3年6月18日）することとされています。</p> <p>いただいたご意見については、上記計画や e-Gov を利用した提出の利用状況も踏まえ検討してまいります。</p>
	<p>貸金業者向けの総合的な監督指針（案）III-3-12について</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事の登録を受ける貸金業者が都道府県に提出する申請届出についても、金融庁電子申請届出システムを利用して提出することが求められていますでしょうか。 また、求められている場合、貸金業者におけるサイバーセキュリティ情報管理上、または技術的な理由から、金融庁電子申請届出システムを利用することが困難な場合には、メールによる提出等、現在認められている提出方法を引き続き認めていただきたく存じます。 	<p>都道府県知事の登録を受ける貸金業者が都道府県に提出する申請・届出等については、現状金融庁電子申請・届出システムはご利用いただけません。また、都道府県に提出する申請・届出等に関しては、提出先の都道府県にご確認ください。</p>

6.	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案）II-1-9 について 現行の監督指針 III-3-4（1）ただし書において、「金商業等府令第 199 条第 7 号、第 8 号並びに第 11 号ホ及びヘに規定する事故届出については、各金融商品取引業者が e-Gov での対応が可能となるまでの暫定的な措置として、金融庁が運用する金融庁業務支援 統合システム（以下「統合システム」という。）により受け付けることも可とする。」とされているが、改正案にはこの文言が削除されている。</p> <p>当社では、統合システムへのアクセスは可能なものの、グループのセキュリティ・ポリシー等により、現時点において e-Gov はまだ使用できず、金融庁電子申請・届出システムについても、すぐには使用できない可能性がある。</p> <p>このような場合、金商業等府令第 199 条第 7 号及び第 8 号の届出は、統合システムではなく、電子メール等による提出となるのか。</p>	<p>金商業等府令第 199 条第 7 号及び第 8 号の届出については、金融庁電子申請・届出システムの運用開始以降、原則として同システムを利用して届出いただくこととしていますが、金融庁電子申請・届出システム利用に必要な「g-BizID プライム」の取得が、同システムの運用開始に間に合わない場合に備え、令和 3 年度中は、e メールにより受け付けることを可能としています。</p> <p>ただし、e メールによる受付は、令和 4 年 3 月 31 日をもって終了いたしますので、それまでに、「g-BizID プライム」の取得など、金融庁電子申請・届出システムのご利用に必要な準備をお願いいたします。</p>
----	---	--

<p>7.</p>	<p>公務員・公務所が発行する書類について、特定の公務員の押印又は署名を付す必要は必ずしも無いと考えるが、しかし公務所の印章などはあった方が良く考える。</p> <p>「金融庁」の様な印の印刷やエンブレムでもあり、刑法上の書類についての特段の扱いの発生や、不正を試みようとする者についての不正抑止の効果（法的に、また物理的・電磁的に準備をする必要がある事等による。）があるはずであるし、行政側が印章を付す事は他の何者にも負担を生じさせないものであるので、望ましいとしか言えない事であると考えるのであるが、どうであろうか。</p> <p>とてもコストパフォーマンス・能率良く公正を守る事に資する措置が行えるようになるはずであるが、よって、公務所又は公務員の印章については、依然として付すようにしていただきたいと考える。</p>	<p>御意見として承ります。押印を求める手続の見直しに伴い文書の作成名義の真正が損なわれることがないように、運用時に留意してまいります。</p> <p>なお、働き方改革推進の観点及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、官民双方においてテレワークが推奨される中、公文書における公印押印の取扱いの見直しにより、公印押印に係る事務負担の軽減及びそれに伴う出勤削減を図ることができると考えております。</p>
	<p>書類の提出等について、申請・届出の様な正規の法的手続についてのものであれば、電子情報処理組織によるものであっても、事業者側の電子署名や認証局証明書等を手続において必要とすべきではないかと考える。</p> <p>それをせずに、押印署名を廃止し、電子手続において電子署名無しの手続を可能にするのは、公正性を害する事になると考えられ、国民として不安であり、また認めるのは不適切と考えるのであるが、正規の法的手続（申請・届出等）については、電子手続においては電子署名の利用を基本として行わせるようにしていただきたいと考える。（電子署名以外でも、適切な認証局によるクライアント認証のための証明書によって、公正性の確保が出来るかもしれないが、とりあえず電子署名の利用は望ましいものであると考える。）</p> <p>また、電子署名を用いた電子手続でない、物理的な書面を用いて行う手続については、押印又は署名を付させるようにするのが公正の確保のために望ましいと考える。</p>	<p>オンラインにおいて申請・届出等を行っていた場合には、現在、当庁所管手続の申請・届出等においてご利用いただいている e-Gov では電子証明書を必須としています。令和3年6月30日から運用を開始する金融庁電子申請・届出システムでは、現在の電子証明書による認証に代え、gBizIDによる認証を行うこととしました。また、当局から発出する行政文書については、ドキュメント署名証明書を用いた電子署名により、行政文書の真正性が担保されます。</p>